

## 総合特区指定申請について（報告）

長岡市 地域振興戦略部

### 1 総合特区制度について【別紙1参照】

- 平成23年度からの新規事業
- 先駆的取組みを行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中
- 国際戦略総合特区と地域活性化総合特区の2つのパターン
- 規制・制度の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置
- 地域協議会、区域申請、区域指定、国と地方の協議会、総合特区計画

### 2 総合特区指定申請の概要について【別紙2、別紙3参照】

- 名称：持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区
- 目標：誰もが安心して暮らし続けられる地域
- 対象区域：4地域
- 当面の取組み
- 規制の緩和
- 概要図

---

◇特区指定申請期日：9月30日

◇申請団体数合計：77団体

◇三次評価（ヒアリング）対象団体数：34団体 ※長岡市を含む

◇特区指定期日：12月末までの見込み

◇指定は、事務局の考えでなく専門家の評価による。

総 合 特 区 制 度 に つ い て

# 「総合特区制度」の概要

## 総合特区制度

=

新成長戦略を実現するための政策課題解決の突破口

### 先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中

- 地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで総合的(規制・制度の特例、税制・財政・金融措置)に支援
- 総合特区ごとに設置される「国と地方の協議会」で国と地域の協働プロジェクトとして推進

#### 2つのパターンの「総合特区」

##### ①国際戦略総合特区

我が国の経済をけん引することが期待される産業の国際競争力の強化



##### ②地域活性化総合特区

地域資源を最大限活用した地域活性化の取組による地域力の向上



#### 特例措置・支援措置

##### (1) 規制・制度の特例措置

※特例措置・支援措置は、「国と地方の協議会」の協議を踏まえ、累次追加

- 全国的な展開に踏み切れない規制の特例も、自己責任の下、区域限定で実施  
⇒ ライフイノベーション、グリーンイノベーション等の本格展開の突破口

- 個別の法令等の特例措置に加え、地方公共団体の事務に関し、政省令で定めている事項を条例で定められることとする  
⇒ 地域主権改革を加速する突破口

##### (2) 税制上の支援措置

###### ①国際戦略総合特区

- 国際競争力強化のための法人税の軽減 (投資税額控除、特別償却、所得控除より選択)  
⇒ 国際競争力ある産業・機能集積拠点整備

###### ②地域活性化総合特区

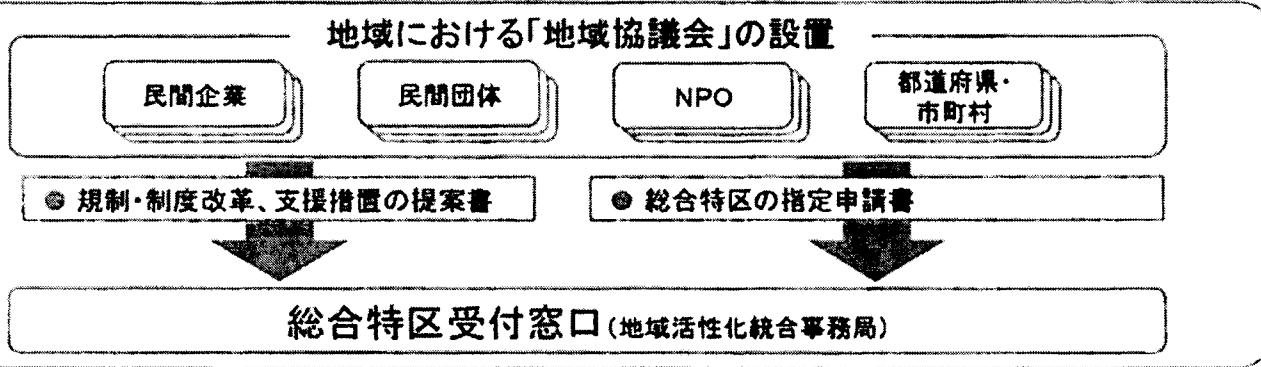
- 地域戦略を担う事業者に対する個人出資に係る所得控除  
⇒ 地域の志のある資金を「新しい公共」へ結集

(3) 財政上の支援措置: 関係府省の予算を重点的に活用。総合特区推進調整費により機動的に補完(H23予算:151億円)

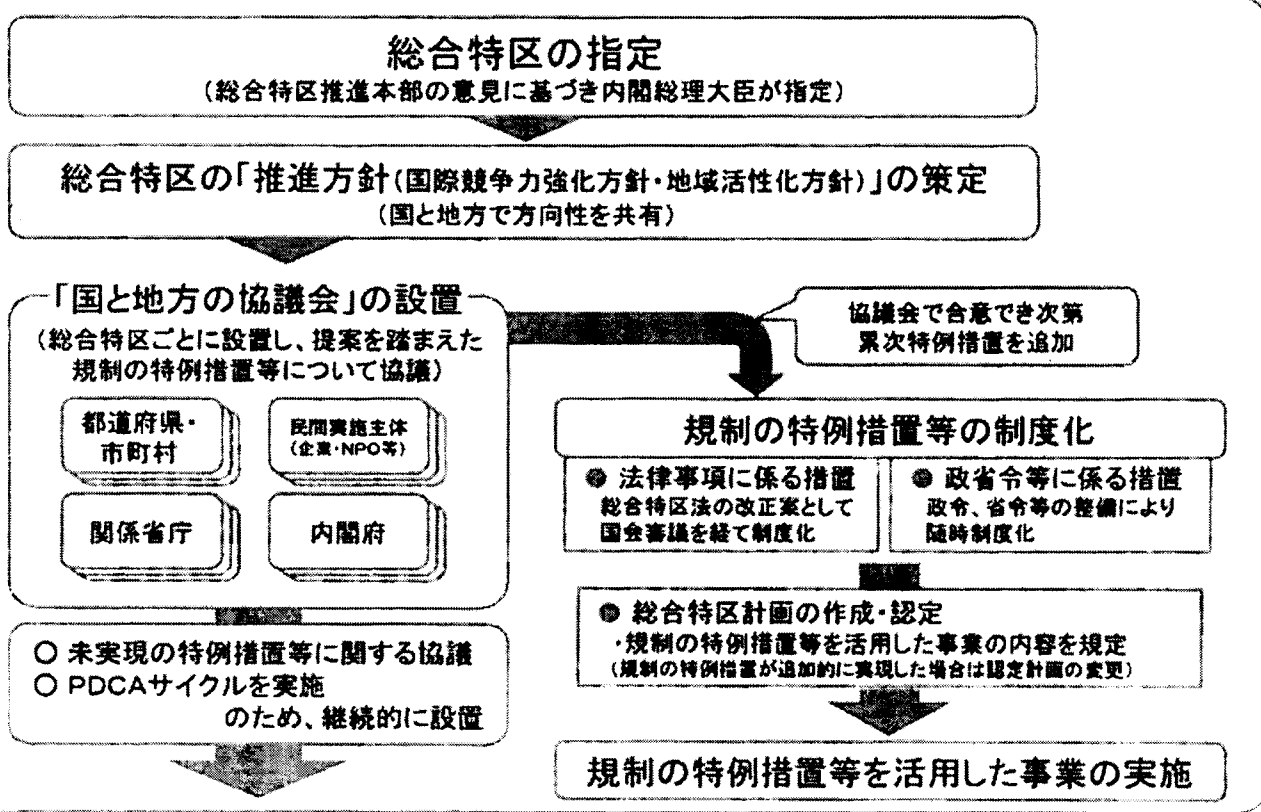
(4) 金融上の支援措置: 利子補給制度(0.7%以内、5年間)の創設(H23予算:1.5億円)

# 総合特区が実現するまでのプロセス

総合特区指定に向けたプロセス



総合特区指定後のプロセス



- ① 総合特区に向けた「地域協議会」の組織 (指定申請時まで)
- ② 総合特区の指定申請 規制・制度改革の提案 (8月上旬~9月下旬)
- ③ 総合特区の指定 「推進方針」の共有 (年内)
- ④ 「国と地方の協議会」の設置・開催 (指定以降)
- ⑤ 特例措置の制度化と活用

## 申請特区指定申請の概要について

中越地震で甚大な被害を受けた山古志地域・太田地区、小国地域、栃尾地域、川口地域では、住民の“ふるさと”への強い愛着と多くの団体による支援活動によって、NPO法人などの市民活動団体が数多く誕生し、復興に向けた様々な取り組みが行われています。

長岡市では、このような地域の力、市民の力を結集し、さらに規制緩和を含めた総合的な対応により活力あふれる自立した中山間地域の実現を図るため、地域活性化総合特別区域の指定を申請しました。

### 1 特区の名称

持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区

### 2 目 標

誰もが安心して暮らし続けられる地域

### 3 対象の区域

山古志地域・太田地区、小国地域、栃尾地域、川口地域

### 4 当面の取組

#### 地域で運営する生活交通サービスの実現

- 特区の指定は取組みの実現可能性がポイントとなるため、当面は実現の可能性が高い生活交通サービスについて規制緩和による収益拡大を図りながら取組みます。その後、順次取組みの内容（規制緩和）を拡大していきます。



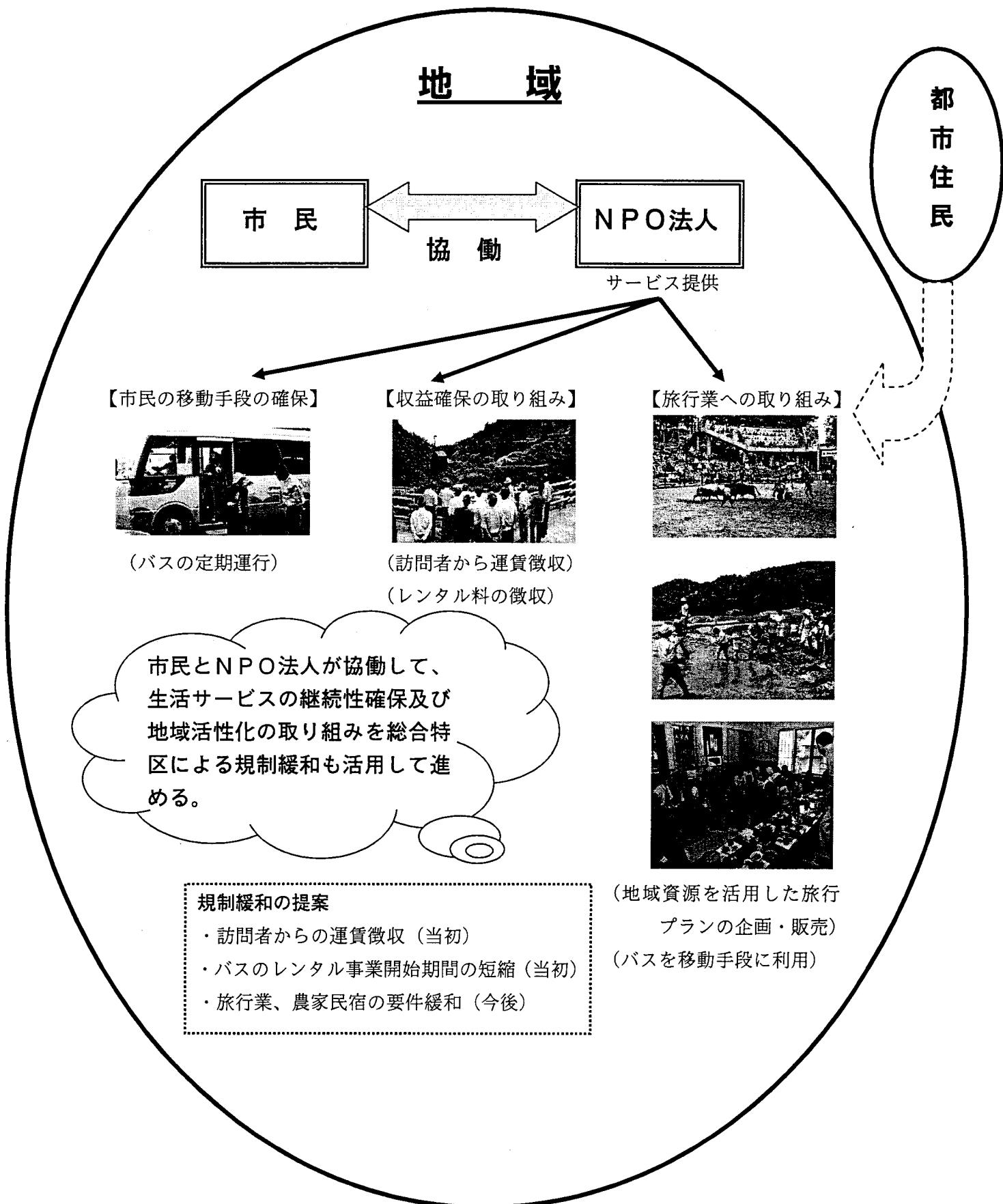
### 5 規制緩和の具体的提案内容

- 地域住民以外の来訪者からも運賃を徴収できるようにする
- 乗用車等の2年以上の貸出実績が無くても、マイクロバスを貸し出し、レンタル料を徴収できるようにする

### 6 全体の概要図

- 別紙3のとおり。

『概要図』



地 域

都市住民

市民

NPO法人

協働

サービス提供

【市民の移動手段の確保】



(バスの定期運行)

【収益確保の取り組み】



(訪問者から運賃徴収)  
(レンタル料の徴収)

【旅行業への取り組み】



(地域資源を活用した旅行  
プランの企画・販売)  
(バスを移動手段に利用)

市民とNPO法人が協働して、  
生活サービスの継続性確保及び  
地域活性化の取り組みを総合特  
区による規制緩和も活用して進  
める。

規制緩和の提案

- ・訪問者からの運賃徴収 (当初)
- ・バスのレンタル事業開始期間の短縮 (当初)
- ・旅行業、農家民宿の要件緩和 (今後)